

「上士幌町地域材利用推進方針」の概要

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、建築物及び公共土木工事などにおける地域材の利用の促進を図るため、基本的方向等を定める。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進は、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化等に貢献
- ・木材は再生可能な資材であり、カーボンニュートラルの特性を有することから、地域材利用、森林の適切な整備の促進は、脱炭素社会の実現に貢献
- ・公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体を始め、多様な分野での地域材の利用拡大が重要
- ・木材利用促進の日及び木材利用促進月間に積極的な普及啓発を実施

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・木材の耐火性能等の技術の普及や木造化に係るコスト面の解決状況等を踏まえ、全ての建築物を対象に木造化の促進
- ・建築主と町とが締結する「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知
- ・CLTや木質耐火部材等の新たな部材の普及
- ・内装等の木質化、木材製品の利用、木質バイオマスの利用の促進

第3 町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

- ・公共建築物は技術やコストの面で困難であるものを除き、原則すべて木造化
- ・内装等の木質化や木製家具等には、積極的に地域材を活用

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・建築物等に利用する地域材の円滑な供給の確保

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・鳥獣被害侵入防止柵など農業施設での地域材の利用の促進
- ・木質ペレットなど木質バイオマスのエネルギー利用の促進

第6 その他必要事項

- ・公共建築物等の整備においては建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるとともに、利用者のニーズ等を十分に考慮し、総合的に判断